

欧州での現地調査における聴取結果概要（未定稿）

各訪問先について聴取した結果のうち、主なものをまとめた。詳細等については、訪問先から渡された資料等の翻訳・確認を行った上で、整理する予定。

イギリス

・訪問先

内務省（Home Office）、VS 本部（National Office for Victim Support）

・主な内容

支援のための連携に関する検討会関係

1．関係機関間の連携を確保する仕組み

（1）パイロットスキーム（試験的な枠組み）の実施

昨年 12 月の「Green Paper Rebuilding Lives - supporting victims of crime」で継ぎ目のない支援を実施する意図が示されたが、実施されるのはこれから。

政府と VS との共同で被害者ケアユニット（Victim Care Unit）及び証人ケアユニット（Witness Care Unit）の 2 つのパイロットスキームを実施。

（2）刑事司法機関以外の連携

VS ではボランティアが被害者等に専門家を紹介しているが、その後のフォローについては統一化されていない。

VS と地方行政サービスとの連携（例えば住宅の問題）は組織化されていない。

2．ボランティア・コーディネーターの育成

（1）VS における研修システム

職員向け研修：National Learning Program（毎年 100 余り実施）

ボランティア向け研修

Core Learning Program：すべてのボランティアが対象

上記のほか、DV、性犯罪、人種差別による被害者、殺人遺族、証人を支援するボランティアを対象とした研修あり。

（2）資格・認定制度

全国職業水準（National Occupational Standards）を遵守して研修を実施。

職員は全国職業資格（National Vocational Qualification）を、ボランティアは Continuing Development Award を取得できる。

民間団体への援助に関する検討会関係

1．被害者基金が導入された背景

- 性犯罪被害は表面化しにくく、VS でもあまり目を向けられていないため、一般財源とは別に支援。

- 2004～05年に犯罪収益(proceeds of crime)400万ポンド(約9.2億円)を財源とし、108のプロジェクトを支援。刑罰賦課金(surcharge)は、ITシステム未構築のため未収集。
- 基金の用途は、被害者支援を行う団体への援助に特化。今後は、性犯罪以外の被害類型を支援する団体にも活用する予定。

2. 民間団体の活動を評価・監視する仕組み

(1) 政府が民間団体の活動を評価・監視する仕組み

会計監査院(National Audit)からの勧告を受け、本年4月から民間団体への財政的援助の効果を検証する取組を開始。

(2) VS 内部における評価・監視の仕組み

- 地方支部の活動がVS全国水準(Victim Support's National Standards)を遵守しているかという観点から、検査官が現地調査を3年おきに実施。また、本部が設定した評価項目に沿って地方支部で自己評価を実施。
- 現地調査の結果が悪い場合には、行動計画の提出を地方支部に求め、見直し期間を設定。
- 検査官は公募して採用。刑事司法機関と共同で調査する場合もあり。

3. 税制上の優遇措置

チャリティ財団として優遇措置を受けている以外には、特に優遇措置はない。

4. VS における財源確保の取組

- VSを政府機関の一部と誤解している人が多く、資金集めに苦労することもある。
- 今後特に支援を充実したい分野は、DV被害者、人種的偏見に基づく犯罪(race crime)、性犯罪、傷つきやすかつ脅えた証人(vulnerable and intimidated witness)、若年層の被害者。
- VS本部から地方支部へは、犯罪発生件数や潜在的な警察からの付託数等に基づき補助金を配分。

フランス

. 訪問先

司法省(Ministère de la Justice) INAVEM

. 主な内容

支援のための連携に関する検討会関係

1. 関係機関間の連携を確保する仕組み

- 加盟機関の多くが警察と協定を結んで交番に担当窓口を設置。事件直後、警察からINAVEMに被害者情報がくるような仕組みはない。
- INAVEM本部にて加盟機関間の連携を図るようにしている(例:被害者等が引っ越した場合、集団事故が発生した場合)。

2. INAVEM における全国電話相談

- 全国各地からの電話を本部で集中的に受け付け、データベース化された情報を基に、身近な加盟機関や加盟機関以外の関係機関を紹介。
- 加盟機関以外の関係機関とは、定期的に情報交換を行うとともに、協定を締結。
- 電話相談には、適切な関係機関・団体の連絡先を教示する、被害者からの電話を適当な関係機関・団体へ転送する、被害者の氏名・連絡先を記録して適切な関係機関・団体に FAX し、関係機関・団体から連絡を取るようになる、形で対応。

民間団体への援助に関する検討会関係

1. 財政的援助を行う際の基準・経路

- 司法省が民間団体に財政的援助を行う基準は以下の 3 点。

控訴院と協定を締結している団体であること。

控訴院と協定を結んでいる団体は 180 団体。うち、168 団体に司法省から財政的援助を実施（内訳は、148 団体が INAVEM 加盟機関、残り 20 団体は「市民と司法」加盟団体。）

団体内の職業倫理や組織体制がしっかりしていること。

の協定とは別に、目標協定（3 か年）を控訴院と締結していること。

- INAVEM 本部及び加盟機関全体の予算は約 3000 万ユーロ（約 45 億円）。うち 900 万ユーロ（約 13.5 億円）が司法省からの補助金。
- INAVEM 加盟機関への財政的援助は司法省及び地方公共団体から直接実施。

2. 財政的援助以外の援助

- 税制上の寄付控除は、各団体の規模が小さく控除基準に満たない、公的活動自体に対する個人・団体からの寄付が活発ではないことから、実際にはあまり行われていない。
- 各団体で法的問題が生じた際には各地域の控訴院に助言を求める場合もある。
- 裁判所内や市町村役場内に事務所を無償で提供する場合が多い。

3. 民間団体を評価・監視する仕組み

- 年間 15 万ユーロ（約 2250 万円）以上補助を受ける団体は、控訴院と協定を締結するとともに、毎年活動・会計報告を提出することが義務付けられている
- 控訴院にいる団体政策担当の司法官が民間団体の評価・監視を担当。

ドイツ

. 訪問先

デュッセルドルフ援助庁、白い環（Weißer Ring）

. 主な内容

支援のための連携に関する検討会関係

1. 関係機関間の連携を確保する仕組み
 - 女性解放運動団体、保健所、犯罪被害者相談を行っているボランティア団体、病院、悩み相談窓口等で構成されるネットワークが存在。
 - 関係機関の連絡先一覧を市町村ごとに発行。
 - 白い環では、専門的支援は直接行わず、専門家のいる関係機関に橋渡ししている。また、裁判所を始め関係機関への付添いも実施。
 - 警察から白い環に被害者情報を提供する仕組みは制度化されていない。警察が白い環の存在を被害者に教示することは義務付けられている。
2. 被害者情報を一括して管理・共有する仕組み
 - 白い環本部に地方支部の活動情報を検索できるデータベースが存在。

民間団体への援助に関する検討会関係

1. 白い環の活動財源
 - 刑法上の罰金は、区裁判所や検察庁が徴収。国庫経由せず被告人から直接公益団体に振り込まれる。
 - 税務署から非営利団体との証明を受けかつ良好な評判を得ていれば、罰金の配分を受けられる。青少年関係団体や赤十字がかなり多額の配分を受けている。
2. 財政的援助以外の援助
 - 白い環では、連邦・州政府から恒常的な事務所の貸与・提供を受けていない。
 - 白い環については、非営利団体として法人税及び寄付に係る所得税が免除される。
3. 白い環本部と地方支部との関係
 - (1) 地方支部を認定する基準

地方支部は本部のイニシアティブにより設立され、本部から法的に独立した組織ではないため、地方支部を認定する基準はない。
 - (2) 地方支部への財政的援助
 - 運営経費として以下のとおり支出（2006 年上半期）

400 の地方支部（Außenstelle）：50 万ユーロ（約 7500 万円）
18 の州レベルの活動拠点（Landesbüros）：70 万ユーロ（約 1 億 500 万円）
 - 交通費、通信費が運営経費のほとんど。人件費は研修費程度。被害者宅又はボランティア宅で支援活動を行う場合が多く、家賃はほとんどかからない。
 - (3) 地方支部の活動を評価・監視する仕組み

2 人の監査員による内部の会計監査及び外部の会計監査を実施。
4. 白い環の組織

80 名の有給スタッフと 3000 人のボランティアで構成。有給スタッフ 80 名のうち、46 名は本部に、残りは州レベルの活動拠点に 1,2 名ずつ配置。